

第 3 期	第 4 期
<p>(P. 2)</p> <p>豊明市では、65歳以上の割合は増加傾向にある。また、多くの人が自動車を利用しているが、年齢を重ねるとともに運転に不安を感じる人が増えており、運転免許証の自主返納数も増えている。このような高齢者や障がい者などお出かけに不自由を感じている人たちに対して、チョイソコとよあけが日常生活における移動手段として機能し得るものであるか検証を行う。</p> <p>(P. 3)</p> <p>2 停留所</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>豊明市内にチョイソコとよあけの乗降できる場所として、下記のとおり停留所を設置する。なお、停留所以外での乗降は、不可とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 住宅地停留所</li> <li>(2) 事業者停留所</li> <li>(3) 公共施設停留所</li> </ul> </div> <p>(P. 6)</p> <p>(2) 事業者停留所</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者停留所とは、チョイソコとよあけに協賛いただける豊明市内または市外のうち市境から 500m以内に存在する事業者施設に設置する停留所とする。</li> </ul>	<p>(P. 2)</p> <p>豊明市では、65歳以上の割合は増加傾向にある。また、多くの人が自動車を利用しているが、年齢を重ねるとともに運転に不安を感じる人が増えており、運転免許証の自主返納数も増えている。このような高齢者や障がい者などお出かけに不自由を感じている人たちに対して、チョイソコとよあけ(以下「<u>チョイソコ</u>」という。)が日常生活における移動手段として機能し得るものであるか検証を行う。</p> <p>(P. 3)</p> <p>2 停留所</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>豊明市内にチョイソコの乗降できる場所として、下記のとおり停留所を設置する。なお、停留所以外での乗降は、不可とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 住宅地停留所</li> <li>(2) 事業者停留所</li> <li>(3) 公共施設停留所</li> <li>(4) <u>墓地・公園停留所</u></li> </ul> </div> <p>(P. 6)</p> <p>(2) 事業者停留所</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者停留所とは、チョイソコに協賛いただける豊明市内または市外のうち市境から 500m以内に存在する事業者施設に設置する停留所をいう。</li> </ul>

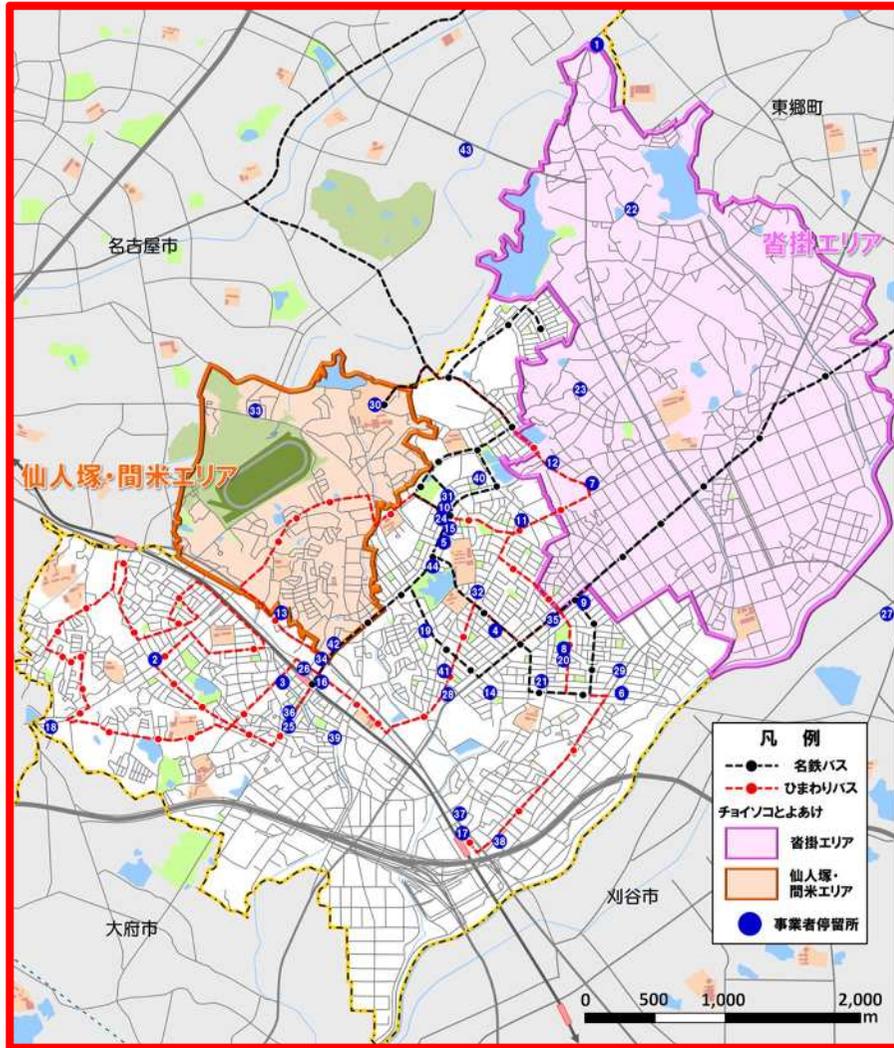
▼表4 事業者停留所

1	相生山病院	23	名古屋銀行 豊明支店
2	相生山クリニック(旧牧医院)	24	西尾信用金庫 豊明支店
3	井上歯科	25	パルネス前後
4	岡崎信用金庫 豊明支店	26	ピアゴ井ヶ谷店
5	カカイ(ハワイアンダイニング & カフェ)	27	ピアゴ豊明店
6	カラオケクラブ ダム 豊明店	28	深谷胃腸科外科
7	加藤歯科医院	29	藤田医科大学病院
8	河本整形外科	30	ふじたまちかど保健室
9	コバンスイミングスクール豊明	31	古田功税理士事務所
10	すえしげ眼科	32	ヘアスタジオ チノ
11	スギ薬局沓掛店	33	碧海信用金庫 豊明支店
12	スギ薬局前後店	34	碧海信用金庫 豊明北支店
13	スギ薬局豊明三崎店	35	前田デンタルクリニック
14	スギ薬局二村台店	36	前原外科・整形外科・小児科
15	前後整形外科内科クリニック	37	まつい歯科医院
16	タックメイト豊明駅前店	38	マックスさかえ教室
17	中日調剤薬局 豊明おおね店	39	まつもり歯科
18	手打ちそば 瀧本店	40	三崎発展会egao家前
19	外山歯科医院	41	みずのクリニック
20	豊明市社会福祉協議会	42	みどり楽の湯
21	豊明老人保健施設	43	LAPガーデン
22	豊明第二老人保健施設		

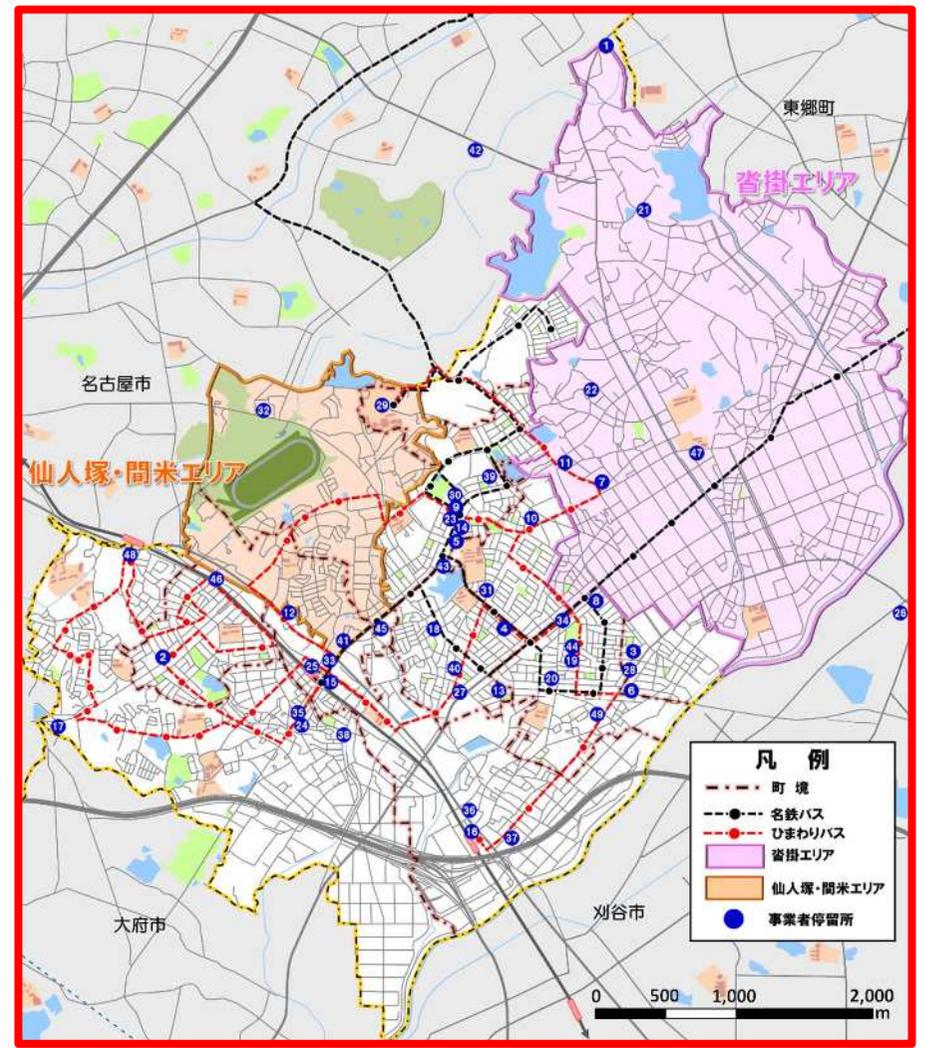
▼表4 事業者停留所

1	相生山病院	26	ピアゴ井ヶ谷店
2	相生山クリニック(旧牧医院)	27	ピアゴ豊明店
3	ユタカ	28	深谷胃腸科外科
4	岡崎信用金庫 豊明支店	29	藤田医科大学病院
5	カカイ(ハワイアンダイニング & カフェ)	30	ふじたまちかど保健室
6	カラオケクラブ ダム 豊明店	31	古田功税理士事務所
7	加藤歯科医院	32	ヘアスタジオ チノ
8	河本整形外科	33	碧海信用金庫 豊明支店
9	コバンスイミングスクール豊明	34	碧海信用金庫 豊明北支店
10	すえしげ眼科	35	前田デンタルクリニック
11	スギ薬局沓掛店	36	前原外科・整形外科・小児科
12	スギ薬局前後店	37	まつい歯科医院
13	スギ薬局豊明三崎店	38	マックスさかえ教室
14	スギ薬局二村台店	39	まつもり歯科
15	前後整形外科内科クリニック	40	三崎発展会egao家前
16	タックメイト豊明駅前店	41	みずのクリニック
17	中日調剤薬局 豊明おおね店	42	みどり楽の湯
18	手打ちそば 瀧本店	43	LAPガーデン
19	外山歯科医院	44	カラオケ喫茶ビジョン
20	豊明市社会福祉協議会	45	豊明ぜんご眼科
21	豊明老人保健施設	46	古民家カフェなごみ亭
22	豊明第二老人保健施設	47	JAあいち尾東 沓掛支店
23	名古屋銀行 豊明支店	48	藤田こころケアセンター
24	西尾信用金庫 豊明支店	49	ゆたか接骨院
25	パルネス前後		

▼図2 市内の事業者停留所



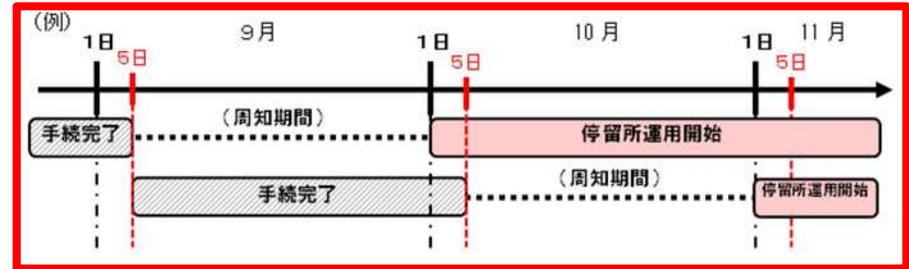
▼図2 市内の事業者停留所



(P. 8)

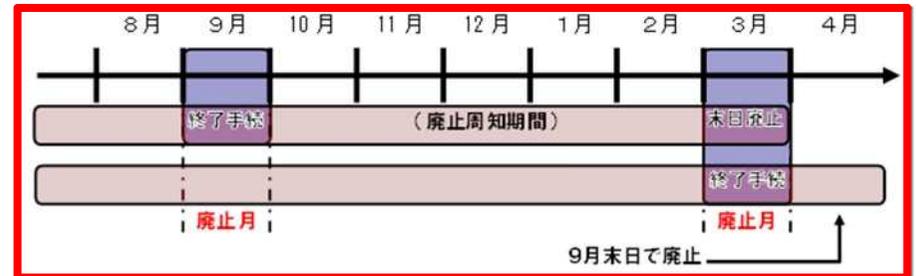
- ・事業者停留所の設置を希望する事業者は、毎月5日までに申込み等の手続きを行うことで、翌月1日より停留所を設置することができる。

▼図3 事業者停留所設置までのスケジュール例



- ・事業者停留所の廃止を希望する事業者は、9月または3月（以下「廃止月」という。）に停留所廃止の手続き等を行うことで、翌廃止月をもって停留所を廃止することができる。

▼図4 事業者停留所廃止までのスケジュール例



(P. 8)

(3) 公共施設停留所

- ・公共施設停留所とは、市内公共施設のうち、下記施設とする。

(P. 9)

(3) 公共施設停留所

- ・公共施設停留所とは、市内公共施設のうち、下記施設に設置する停留所をいう。

(P. 10)

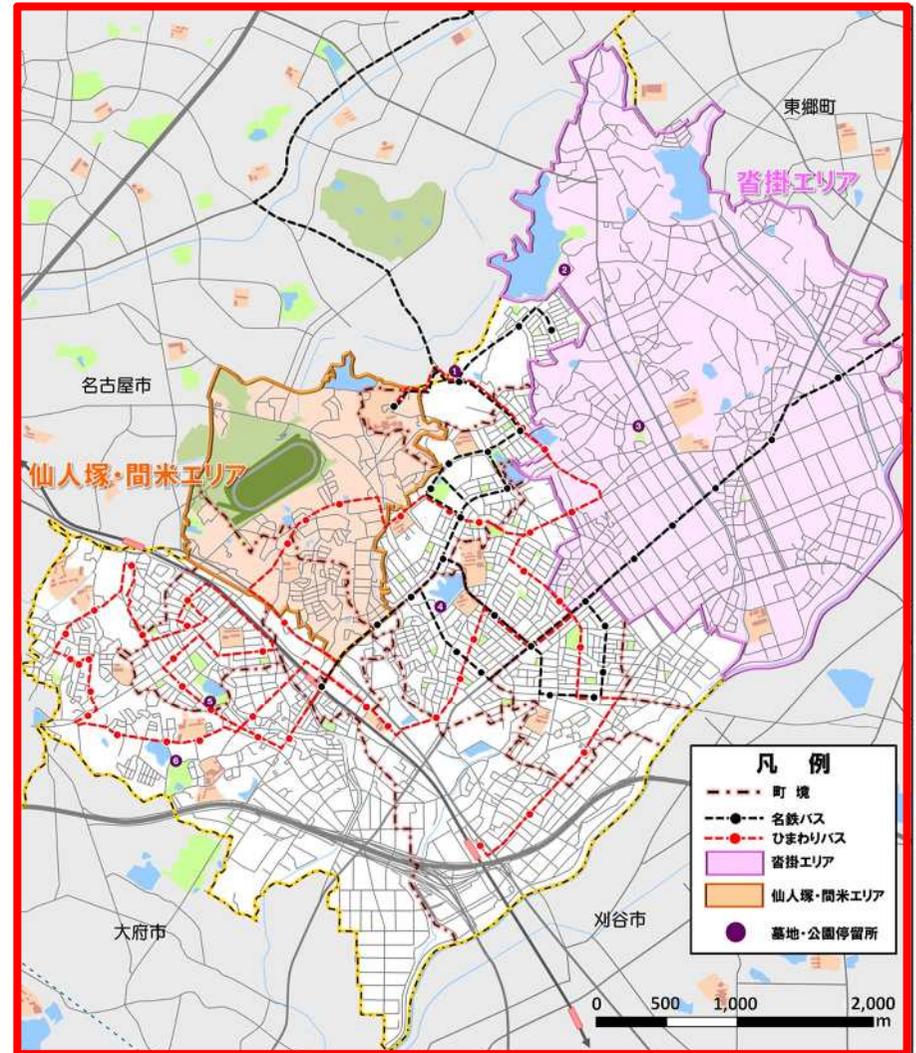
(4) 墓地・公園停留所

- ・ 墓地・公園停留所とは、目的の多様化による利用者の増加、高齢者及び障がい者の外出促進を検証するため、本市が管理している「墓地」、ウォーキングコース及び駐車場が整備されている「公園」に設置する停留所をいう。
- ・ 墓地・公園停留所については、第4期実証実験においては事業者停留所と同様の取り扱いとする。

▼表6 墓地・公園停留所

①	勅使墓園	④	三崎水辺公園
②	勅使水辺公園(勅使会館)	⑤	大蔵池公園
③	沓掛城址公園	⑥	大原公園

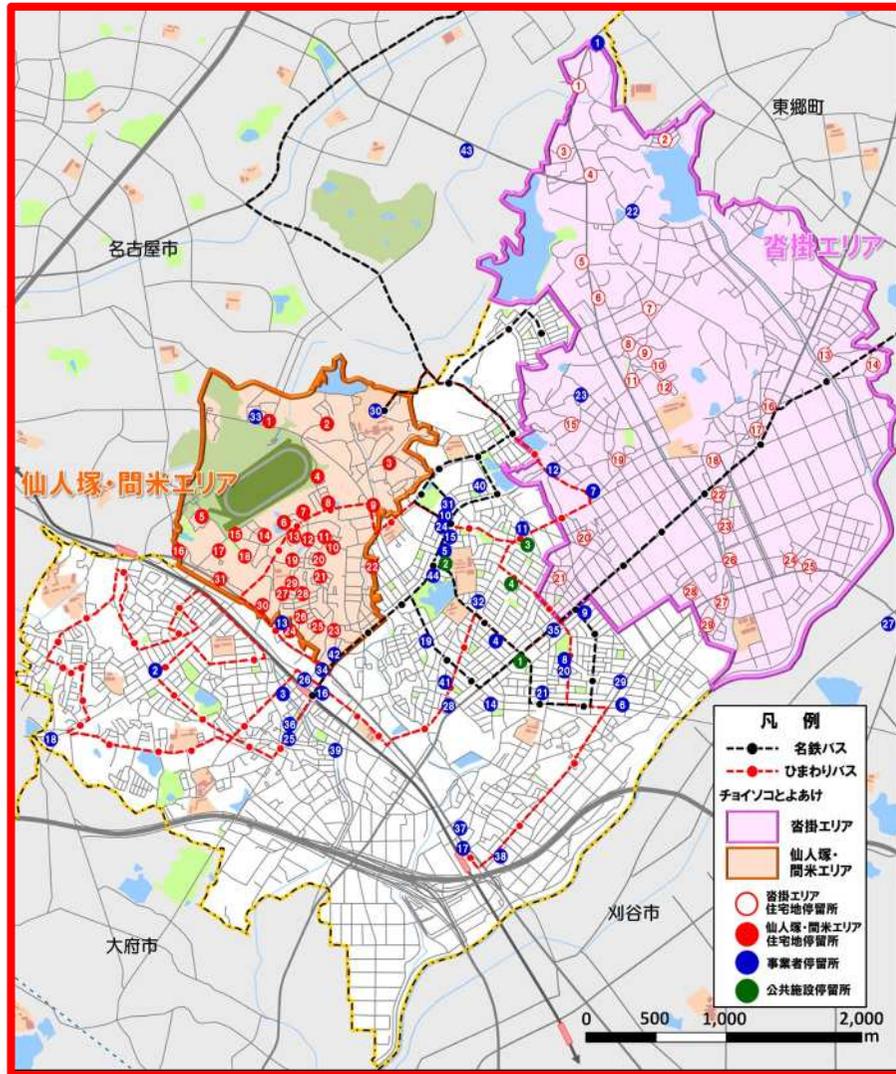
▼図6 市内の墓地・公園停留所



(P. 9)

・(略)

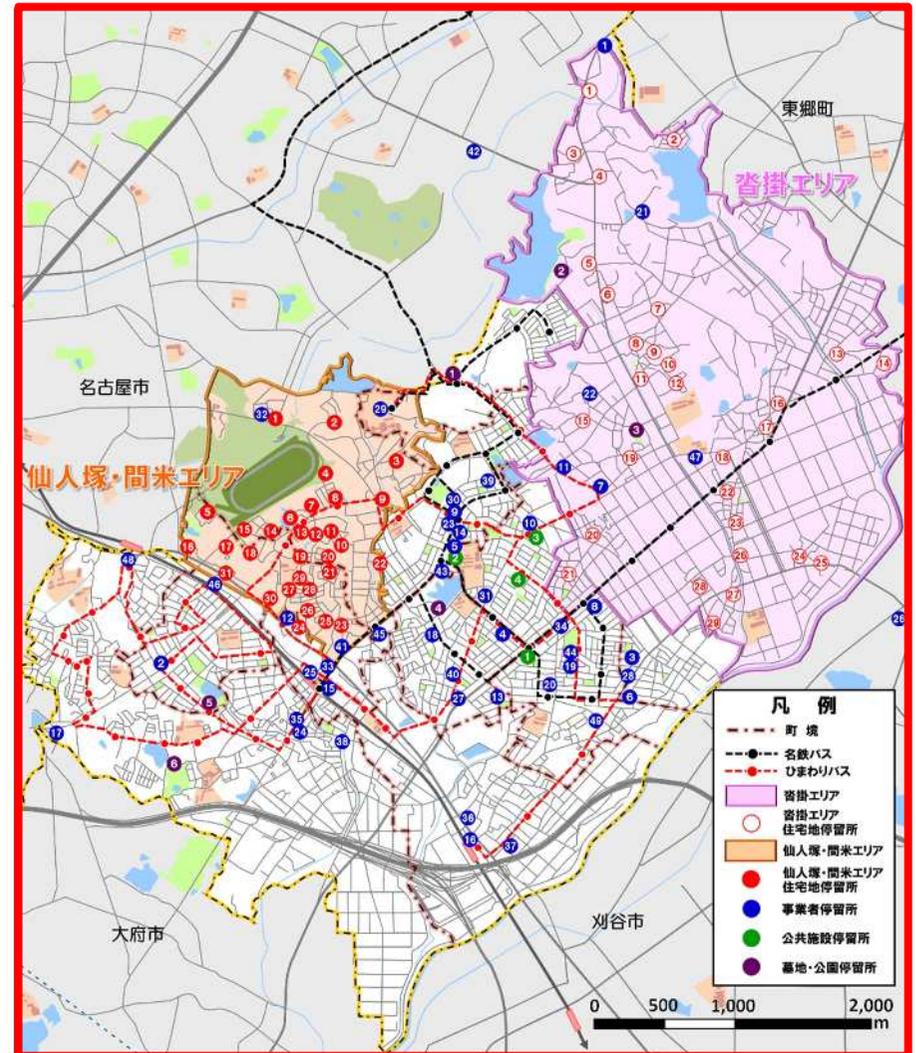
▼図7 市内のチョイソコ停留所



(P. 12)

・(略)

▼図7 市内のチョイソコ停留所



(P. 10)

### 3 移動ルール

利用者は、住宅地停留所、事業者停留所、公共施設停留所の各停留所間の移動ができるものとする。ただし、住宅地停留所間の移動は同一エリアのみに限る。(以下、略)

- ・実証実験においては、高齢者及び障がい者の日常生活における移動手段としての機能及び既存公共交通への影響を検証するため、住宅地停留所、事業者停留所、公共施設停留所間の移動ができるものとする。
- ・(略)
- ・沓掛エリア内の停留所（住宅地、事業者）と市南西部の事業者停留所間の移動については、チョイソコとよあけの運行効率を考慮し、スギ薬局二村台店または豊明市役所においてチョイソコとよあけ同士の乗り継ぎを行う。
- ・沓掛エリア内の停留所（住宅地、事業者）と前後駅周辺の事業者停留所間の移動については、既存公共交通の利用促進及びチョイソコとよあけの運行効率を考慮し、スギ薬局二村台店または豊明市役所において「チョイソコとよあけ一名鉄バス」間の乗り換えを行う。
- ・(略)

(P. 13)

### 3 移動ルール

利用者は、住宅地停留所、事業者停留所、公共施設停留所、墓地・公園停留所の各停留所間の移動ができるものとする。ただし、住宅地停留所間の移動は同一エリアのみに限る。(以下、略)

- ・実証実験においては、高齢者及び障がい者の日常生活における移動手段としての機能及び既存公共交通への影響を検証するため、住宅地停留所、事業者停留所、公共施設停留所、墓地・公園停留所間の移動ができるものとする。
- ・(略)
- ・沓掛エリア内の停留所（住宅地、事業者、墓地・公園）と市南西部の事業者停留所間の移動については、チョイソコの運行効率を考慮し、スギ薬局二村台店または豊明市役所においてチョイソコとよあけ同士の乗り継ぎを行う。
- ・沓掛エリア内の停留所（住宅地、事業者、墓地・公園）と前後駅周辺の事業者停留所間の移動については、既存公共交通の利用促進及びチョイソコの運行効率を考慮し、スギ薬局二村台店または豊明市役所において「チョイソコ一名鉄バス」間の乗り換えを行う。
- ・(略)



(P. 15)

チョイソコとよあけの第3期実証実験期間は、2019年10月1日(火)から2019年12月27日(金)までとする。以降の運行については、公共交通会議で協議のうえ、次期運行計画を定めることとする。

- ・実証実験は、道路運送法第21条第2項に基づく乗合旅客運送（区域運行とし、区域は豊明市全域）とする。道路運送法第21条第2項に基づく実証実験の申請期間としては、2019年10月1日から2019年12月17日までを第3期として行う。
- ・第4期以降の運行については、公共交通会議において、道路運送法第21条第2項による実証実験の延長（運行内容変更による実証実験も含む。）、道路運送法第4条による本格運行、別の運行形態の導入等を協議し、それに基づく運行計画を策定し、空白期間を設けず継続的に運行するものとする。

(P. 14)

第3期の実証実験を終了する2019年12月27日までのデータを用いて第4期の運行中にチョイソコ部会において検証を行う。検証結果を基にそれ以降の運行計画案を策定し、豊明市地域公共交通会議に諮るものとする。

- ・(略)
- ・検証結果を基にそれ以降の運行計画（第4期の運行計画の修正も含む。）案を策定し、豊明市地域公共交通会議に諮るものとする。

(P. 18)

チョイソコとよあけの第4期実証実験期間は、2020年1月6日(月)から2020年3月31日(火)までとする。以降の運行については、公共交通会議で協議のうえ、次期運行計画を定めることとする。

- ・実証実験は、道路運送法第21条第2項に基づく乗合旅客運送（区域運行とし、区域は豊明市全域）とする。道路運送法第21条第2項に基づく実証実験の申請期間としては、2020年1月6日から2020年3月31日までを第4期として行う。
- ・第5期以降の運行については、公共交通会議において、道路運送法第21条第2項による実証実験の延長（運行内容変更による実証実験も含む。）、道路運送法第4条による本格運行、別の運行形態の導入等を協議し、それに基づく運行計画を策定し、空白期間を設けず継続的に運行するものとする。

(P. 22)

第4期の実証実験を終了する2020年3月31日までのデータを用いて第5期の運行中にチョイソコ部会において検証を行う。検証結果を基にそれ以降の運行計画案を策定し、豊明市地域公共交通会議に諮るものとする。

- ・(略)
- ・検証結果を基にそれ以降の運行計画（第5期の運行計画の修正も含む。）案を策定し、豊明市地域公共交通会議に諮るものとする。

